春日部市学童保育父母会連絡会

公的保育制度の「解体」を狙う「子ども・子育て新システム」とは何か

はじめに

昨年6月25日、厚生労働省は、新たな保育制度の仕組みとして「子ども・子育て新システム」に係る「基本制度要綱」を策定しました。その内容は、昨年の2月24日、「次世代育成のための新たな保育制度体系」を審議していた「社会保障審議会少子化対策特別部会」(厚生労働省)において、今後の日本の保育制度に関わる「第一次報告」を踏襲したものですが、これに民主党が「マニフェスト」で掲げた「幼保一元化」を組み合わせて設計した稚拙なもの。子どもの発達保障と親が安心して働き続けるといった内容ではなく、これまで、国と自治体が責任をもって保育するとした実施責任を放棄し、保育を親の自己責任に転嫁していくものです。この「子ども・子育て新システム」の問題点を深く学習し、法案化(今年3月に上程する予定)を許さない運動を展開していく必要があります。

Q 1. 現行の保育制度の基本とは、どのようなものですか

現行の保育制度は、①自治体が保育の実施責任(児童福祉第24条)を負い、「国及び地方自治体は、児童の保護者とともに児童を心身ともに健やかに育成する責任を負う」(児童福祉法第2条)。また、最低基準を守る財源は、税金で保障するのが基本です。特に、**児童福祉法第24条では「**市町村は、保護者の労働又は疾病その他の政令で定める基準に従い条例で定める事由により、その監護すべき乳児又は39条2項に規定する**児童の保育に欠けると**ころがある場合において、保護者から申込があったときは、それらの児童を**保育所において保育しなければならない。②**保護者は、自治体に対して希望する認可保育所(公立・私立)を選び、直接保育を実施している市町村に対して申し込みを行う。市町村は優先度の高い順に入所先を決定し、保護者の所得に応じて保育料を設定し徴収する。

それは「乳幼児が保育に欠ける場合は、国と地方自治体の責任で保育しなければならない」 とした児童福祉法の立場に沿ったものでした。

Q2. 「新システム」は、どのように現行保育制度を変えようとしているのですか

今回の「子ども・子育て新システム」では、こうした「保育制度」の基本を破壊し、「新たな保育の仕組み」と称して、国と自治体が責任を負う保育制度を「市場原理」に基づく「**直接契約」方式**に転換させ、「保育に欠ける」子どもへの市町村の責任がなくなるなど、「公的保育」の解体につながるものです。そして、市町村の保育実施義務を廃止して、保育所・幼稚園・子ども園と保護者の直接契約とし、保育を必要とする子どもと保護者が利用できない場合でも、市町村は「調整」等すればよいとされています。つまり、国・自治体が児童福祉法第2条・24条の立場を放棄し、保育への国や自治体の責任を投げ捨て、子育てへの国の

財政責任をあいまいにし、地域格差を拡大するとともに、保育を「産業」として強化するため、全面的な「市場化」をすすめていくことを狙ったものといえます。これでは今後、保育要求など市町村にはできなくなってしまいます。

Q3.「直接契約」制度とは、どういうことですか

「保育に欠ける」子どもから「保育が必要な」子どもとされ、市町村が認定する。保護者の申請を受けた自治体は、国基準に基づき保育の必要性(保育時間・補助額)を判定し補助金を出すだけであり、あとは保護者の自己責任とされます。そして、保護者は認定書をもって保育所を廻り、利用時間やサービスを決め、契約をすることになります(直接契約)。特に、子ども園については、「3歳未満児はすべて登園時刻と降園時刻はバラバラになり、保育内容は時間単位の細切れ預かり保育と化し、3歳以上についても4時間程度の教育を除いて時間単位」となります。この結果、様々な時間帯の保育が混在し、「集団保育」「総合的保育」発達保障など、保育の本質に関わる問題に、大きな困難を持ち込むことになります。さらに、申込をしても「空がない」と断られ、手の掛かる子や障害を持つ子が入所を断られる「逆選択」が起こることになります。

Q4.「新システム」について、具体的に説明して下さい

現行の保育所・幼稚園を廃止し、新設する「**こども園」(仮称)**に一本化する。子どものための多様なサービスの提供と仕事と家庭の両立支援をしていく。つまり、「妊娠から出産、育児休業、保育サービスの利用、放課後対策まで切れ目のないサービスを提供する」とありますが、その内実はどうなのでしょうか。

①内閣府は、**2013年度から10年間かけて保育所と幼稚園を廃止し、新たに設ける「こども園」に統合化**するとしています。この結果、保育所などの国の基準は廃止され、自治体が条例で定めることになります。また、職員の配置や施設面積の基準についても、自治体独自で「規制緩和」することが可能となります。しかし、現在、幼稚園は約1万3500施設、保育所は2万3000施設あり、これを一気に制度変更を行えば、混乱は必至ということになります。

②幼保一元化を基本とした「子ども園」の基本法は、保育所を管轄していた厚生労働省、幼稚園を所管していた文部科学省から、「統合化」することによって、新たに「子ども家庭法」 (仮称)、「子ども家庭省」(仮称)となるとされています。いずれにしても、現在の待機児童の8割はゼロ歳から2歳児です。待機児童は、国や自治体が保育所を増やせば解消できるのに、「新システム」では、逆に自治体の保育への責任をなくし、保育所をつくらなくてもいいということになってしまいます。

Q5. 何故、「新システム」への移行に10年間もかけるのですか

政府は、子どもを対象とした施策が、厚生労働書(保育)と文部科学省(幼稚園)に分か

れているのは「二元行政」であり、予算執行上、非効率であることと、二重行政を解消することにより「待機児童対策」をすすめるとしています。つまり、定員割れしている幼稚園を「幼保一元化」を名目に、都合良く施設活用を図ろうとする安易な発想が根本にあります。つまり、「新システム」の最大の欠陥は、「日本の子ども達が、どのような育ちをするべきかといった本質論を欠いた」内容であり、また、拙速な進め方に対する批判が相次ぐなかで、「現場の抵抗感が強いことを配慮して、完全に移行するまで10年間の猶予期間を設ける」とした政府の方針によるものです。であるならば、日本の未来に関わる日本の子ども達のことについて、国民や関係者からの意見を十分聞いて対処していくのが、正しい政治の道といえるのではないでしょうか。しかし、マスコミの中には、「待機児童対策を10年間待てというのか。できるだけ早く待機児童を解消するためには、一定の基準を満たした株式会社や非営利組織(NPO)の参入を積極的に促すべきである。利用者が選択できるようになれば質の高いサービスが伸びることにもつながる」(10.11.07 毎日社説)と、「待機時対策」を「新システム」にすり替えるキャンペーンもはられています。

Q6.「保育料」が、「応能負担」から「応益負担」に変わる!

「保育料」は、現行の保護者の経済力に応じた負担(応能負担)から、保育時間に応じた「応益負担」(利用料補助により一定軽減)となります。「こども園の料金設定」(別紙)は利用時間を基本とした「公定価格」の他に、給食や認定時間外保育など、「特色ある幼児教育」のような「付加的保育料=実費徴収」。現行の保育料では徴収されていない課外活動費や入学金といったものが「自由価格」として上乗せすることができます。さらに、保護者は、自治体から受け取った補助金と保育料を、保護者が直接保育所に支払うことになります。保育所は、保育料(補助金含む)だけで運営をするこことなります。保育料を滞納した場合には、退所されることも想定されます。このことについて「基本制度要綱」のなかでは、言及されていません。端的にいえば、保護者の所得格差が児童の保育格差」とされ、いままでのように、「どの子にも平等な保育」が崩されることになります。

Q7. 保護者の立場からみると非常に心配です!

地方自治体は、保育の実施責任がなくなり、保育の「予算・基準・保育料」も、すべて自治体の判断に任されことになります。また、事故かおきても責任がなく、保育料が払えなければ、必要でも保育が受けられない可能性がでてきます。つまり、地方自治体は、「保育の必要度」(要保育度)認定と、予算の分配(補助金)をするだけで、保育に係る実施責任がなくなることになります。その結果、保護者の経済状況が困難であり、障害があって手厚い保育が必要な子どもほど、保育が受けられなくなります。さらに、保育所と幼稚園を「こども園」に改修して運営するには、相当な財源が必要とされますが、その裏付けも決まっていないのが現状です。現行制度では、自治体が保育所の入所の申込を受け付けて、自治体の責任で入所を決めることから、待機児童の数を把握することが可能ですが、自治体が実施責任を負わ

なければ、待機児童数を正確に把握することができなくなります。つまり、「待機児童」という存在が見えなくなるということになります。

Q8. 国と地方自治体との財政の仕組みも変わる可能性がありますネ

そり通りです。保育所運営費への補助金や幼稚園への助成(私学助成)など、それぞれの制度ごとに国や都道府県が負担金や補助金を支出していますが、「新システム」では、子育て関連の財源(国庫負担金・補助金)と事業主・労働者からの拠出金を一本化(**子ども・子育て包括交付金・仮称)**し、地方自治体に「交付金」として一本化(**一括交付金**)して「特別会計」を組むことになります。さらに、子ども園等の運営費への直接的な財政支出・財政保障を原則廃止し、保護者への個人給付(保育料補助)に変えるものです。その結果、こども園等の収入は保育料と保育料補助のみとなり、例外なく「独立採算性」が適用され、「廃止・民営化」など、安定的な運営が損なわれることしになります。

Q9. 「特別会計」を組むことは、どういうことでしょうか

市町村は、国・都道府県などと連携し、「新システム」の下では「特別会計」に、「現物 給付」(両立支援・保育・幼児教育給付と基礎給付)と「現金給付」(こども手当など)の組み合わせ(配分)や給付メニューの設定(選択)など、「自由度」をもって地域の実情に応じた給付を設計(別紙参照)していく。「自由度」をもつということは、地方自治体ごとに条例で定めることになります。また、「現金給付」については、「子ども手当」として現金で受け取るか、利用料補助金として受け取るかは、個人の選択で組み合わせる仕組みを提示しています。さらに、学校給食費や塾・習い事の利用券に替えることも検討中。つまり、地方自治体は、現金給付と保育サービスをどのような組み合わせで行うのか、独自の判断ですすめることになります。

この結果、国は保育所経費の2分1を負担する基準がなくなり、国民生活の最低基準(ナショナルミニマム)に関わる問題や保育所などの児童福祉施設の整備・運営の最低基準も自治体の条例に任されることになります。つまり、地方自治体に丸投げされ、自治体ごとの格差が生じることになります。

Q10.「こども園」構想は、「指定制」として、営利企業の参入が予定されている!?

幼保一体給付(仮称)のサービス類型ごとに事業者を指定し、指定された事業者がサービスを提供する仕組みを導入(指定制)するとしています。つまり、認可保育所により低い基準でも、営利企業が自由に参入できるようにすることが狙いです(財界は保育を民営化すれば2兆円の市場が生まれると試算)。また、「イコールフッティング」(同一の条件で競争ができる)による株式会社・NPO等の多様な主体の参入促進のために、「施設整備費のあり方の見直し」「運営費の使途範囲は事業者の自由度をもたせ、一定の経済的基礎の確保などを条件に、他の事業等への活用を可能」にすることも可能と断定しています。果たして、子育てに

- ①「指定保育所制」とは、誰でもいつでも保育所を開設し、閉鎖できる制度です。営利企業の参入を促進し、市場競争させることが目的です。参入する企業は「ビジネスチャンス」と捉え、儲け本位の経営、劣悪な保育環境、いつ閉鎖するかわからない不安定な経営が広がることになります。かつて、ハッピースマイル事件のように「ある日当然、保育所や学童クラブが閉鎖」されるような事態も想定されます。
- ②「子ども園」の経営には、株式会社やNPOなど、多様な事業体の参入が可能であり、「公費費抑制」の流れの中で、「保育」が「保育サービス」として「商品化」され、同時に、経費の圧倒的部分を占める人件費の抑制に向かうことが危惧されます。同時に、人件費の抑制は、労働基準法を中心とした「法令遵守」が損なわれることも留意する必要があります。
- ③「新システム」では、これまで保育所を経営してきた学校法人・社会福祉法人が、株式会社やNPO法人にシフトされ、同時に、運営費の大半を占める「人件費削減」を意図した保育士の「非正規化」が加速され、必要な食材費や備品費などが切り下げられることも懸念されます。さらに、保育料徴収業務などの内部事務や、宣伝・広告費、株主配当などの経費も膨らみ、人件費が一層圧迫されることも懸念されます。
- ②「都市部」では、高所得者向けの「こども園」。低所得者向けの「保育ママ」制度に棲み分けがすすむことが懸念されます。「過疎地域」では、「小規模多機能型施設」や「保育ママ制度」への移行など、小規模保育や家庭保育、短時間保育サービスなど、サービス類型ごとに、客観的な基準による事業者指定も導入されるでしょう。「指定基準」は全国統一基準にするのか「自治体の条例化」に委ねるのか未定。「指定主体」は、都道府県知事なのか政令市・中核市まで加えるのか、市町村長まで含めるのかも未定とのこと。また、障害児加算が可能となる単価設定や経営が困難な場合の私学助成の存続なども検討されているようです。

Q11. 幼保一元化では、同じような制度で「認定こども園」が制度化されていますが・・

「認定こども園」は、06年6月の国会で成立し、10月から施行されました。「認定こども園」には4つのタイプがあります。①幼保連携型(認可された幼稚園と保育所が一体化された施設)②幼稚園型(認可幼稚園に保育所機能を加えて、長時間保育も行う施設)③認可保育所に幼稚園機能を加えて、保護者が働くことの有無に関係なく子どもを受入れ、3歳児以上には幼児教育を行う施設)④認可外の幼稚園や保育所を都道府県が独自に認める施設)など、保育と教育を一体的に行うことと、地域での子育で支援(相談や親子の集いなどの場の提供など)を行うことの二つの条件を満たす施設で、都道府県知事の認定をうけて「認定こども園」に移行するというもの。しかし、保護者が希望する施設に直接申し込む(直接契約)ことや、定員を超えて申込があった場合、誰を入園させるかは施設が選考することになっています。さらに、利用料金についても、認定こども園では、市区町村の保育料より高く設定され、保育サービスにオプションを設けて、追加料金をとることも可能です。さらに、幼稚

園が「認定こども園」になる場合、調理室の設置が困難な場合、3歳以上の子どもについては、園内に調理室がなくても、給食の外部搬入を認めています。

しかし、「認定こども園」については、その後の進展は芳しいものではありません。認定基準は、保育所の最低基準や幼稚園の設置基準より低く、先生を増やさず、給食室もつくらずに幼稚園を長時間保育の受け皿にしようとしています。

このように、元々、歴史や沿革が違う制度を、無理矢理一体化しようとするところに大きな問題があることは明白です。

Q12. 学童保育事業はどうなるのか(予想されること)

1997年6月に「学童保育事業」が児童福祉法に位置づけられ、同時に社会福祉事業法(第二種社会福祉事業:年間281日以上開所し、1日平均3時間以上実施する)にも位置付けられる公の事業となりました。しかし、その位置づけは児童福祉法の「施設」(第7条)ではなく「事業」(第6条の2 第6項)として位置付けられ「施設を持たず、誰がやっても一定の条件を満たしていれば補助金を出す事業」という形で法制化され、98年に「放課後児童対策事業」から「放課後児童健全育成事業」に名称変更されスタートしたものです。しかし、「誰がやっても・・」に象徴されるように、法的に最低基準や財政措置の裏打ちがされていないことや、指導員の専門性や役割があいまいなまま今日に至っています。加えて「全児童対策事業」との関連性(これまで別の事業とされてきたが、より一層の両事業の一体的又は連携の強化の方向が示されている)。厚生労働省も07年10月に「ガイドライン」が策定しましたが、このこととの関連性や、学童保育事業は児童福祉法第7条(施設)による児童福祉施設としての位置づけられるのか?など不明。

現在、学童保育の「運営費」については、「1施設年間485万2千円」が標準です。その半分を保護者が、国・県・市町村が6分の1ずつ補助(約81万円。政令市・中核市6分の2を負担)。しかし、国の基準が実態にあっていないため、特に市町村の負担が大きくなり、平均299万円。国の枠組みの3.7倍となっています。

- ①基本設計(認定制度・直接契約制度・利用者補助制度・指定事業者制度)は「こども園」と同様となるか不明。「指定事業者制度」の導入により、「公立」の学童保育がなくなるかもしれない。また、学童保育への補助金(放課後児童健全育成費)が廃止され、「子ども・子育て包括交付金(仮称)」又は「一括交付金」として一般財源化されることが想定される。
- ②民間参入を想定した「保育料」が大幅にアップすることが懸念される(川越市では、公立 公営であるが3千円→8千円)。同時に、利用に抑制がかかることも懸念される。また、大規 模学童クラブの解消が可能かどうか。「採算性=利益」を考えれば、詰め込み保育が行われる ことも想定される。
- ③指定業者ごとに利用登録する仕組みを導入し、登録児童数に応じて当該指定業者に費用保障する仕組みについて検討するようである(障害者自立支援法:障害者か施設を利用した場合、これまでは支援費報酬額が月額で施設に支払われていたが、06年4月から日額払い方

式に変更。結果97%の施設・事業所が減収になった)。

④「多様なサービスのコラボレーション」と称して、学童保育と学習塾やスポーツクラブの 一体性を強調し、民間活力の導入を企図する考え方もあります。改めて、「学童保育とは何か」 保護者自身が学習することも重要と考えます。

Q13. 今年の3月の通常国会に法案を提出し、2013年4月からの本格実施をめざす?

政府は、「内閣府」を中心に、2013年4月実施を目途に各省の政務官からなる作業グループを設け、1ヶ月に1回のペースで会議を開き、来年の通常国会の法案提出(2月法案大綱・3月頃に国会提出)をめざすスケジュールで検討がすすめられていますそして、作業グループの下に、「基本制度」(9月24日)「幼保一元化」「こども指針」(9月29日)の3つのワーキングチームを置き、今年1月頃までに結論を出すべく具体化を急いでいます。第一回基本制度WTでは、委員から「十分に時間をかけた議論」をもとめる意見もありましたが、進行役の小宮山厚労副大臣は「基本設計については、ほぼ了承をいいただいた」として、強引な進行を図ろうとしています。しかし、昨年12月28日に開催された検討会議作業グループでは、「子ども園に対する公費負担率を現行より1割引き上げた場合4400億円の追加財源が必要」との試算が示されましたが、異論や様々な矛盾も明らかとなり、当初予定であった「年内まとめ」が出来ず、さらに1月に「法案大綱」を策定することも未だ発表されない状況になっています。

Q14. 民主党政権は、何故こうした「新保育システム」の導入をめざすのか

菅内閣では、新システムの実施にあたり、**「成長戦略会議」**などとの連携を図るとしていま す。菅内閣の「成長戦略」の土台となっているのが、経済産業省の「産業構造ビジョン」(産 業構造ビジョン201)です。今後「子育てサービスの産業化」とともに、「産業としての発 展が期待」され、「事業者が切磋琢磨することで、公的助成を抑制しながらサービスを質・量 ともに拡大していく」とし、「新システム(こども園)」を、公費支出を抑制した「保育産業」 として位置付けていこうとしています。このため、社会福祉法人や学校法人はその存在が危 うくなり、消滅・解体の危機にあるといえます。さらに、菅内閣がすすめている「**地域主権 改革」**の保育分野では「保育所の居室面積」「給食室・園庭・医務室の設置義務の撤廃」「保 育士定数を条例で決める」などの規制緩和の促進が盛られています。つまり、保育所など児 童福祉施設の最低基準をなくし、都道府県条例に委任してしまうということ。こうしたなか で、**日本弁護士連合会**では「地域主権改革法案は、保育、教育の分野に重大な影響が及ぶ可 能性がある」として、慎重審議をもとめる意見書を政府に提出しました(10.12.21)。一方、 **全国知事会**では、「施設面積や保育士配置を市町村の自由にすること、3 歳未満児の給食の外 部化の容認など、「規制緩和」を先取りする**「特区」**を提案 (含む埼玉県) しています。但し**、 厚生労働省**では、知事会からの提案については「不適」と回答しています(10.12.17)。国の 基準がなくなれば、自治体ごとの格差が広がり、現在でも低すぎる保育所基準がさらに引き

下げられ、保育の質の低下が危惧されます。本来、福祉施設の最低基準は、子ども達が健やかに発達できる環境など国が保障するもので時代とともに引き上げることが明記されているにも関わらず、こうした「規制緩和」を促進していくことは、国と地方自治体双方に保育所増設という本来の努力と責務を放棄することに等しいものといえます。

- ※「成長戦略会議」とは・・菅政権が昨年6月に閣議決定したもの。多くの大企業支援策と 法人税率の引き下げを基本に、農業や地域経済、保育や医療などへの企業参入をすすめてい ていくことを狙っている。しかし、TPP問題に象徴されるように農産物の完全自由化は国 内農業を破壊するものとなり、また、法人税減税の財源づくりのために消費税増税が狙われ ています。大企業には約200兆円を超える内部留保があり、そこをいくら応援しても設備 投資や雇用など経済成長につながらず、国民生活の向上にむすびつくものではありません。
- ※「地域主権改革」とは・・国の役割を外交や防衛などに限定し、あとは地方自治体に任せる。公共サービスのあり方については、地方自治体の「自主性・自立性」を高めるとして、自治体間でサービスに差異が生じてもOKというもの。国の責任を投げ捨て、責任を住民に転嫁させる。しかも、公共サービスに対する国の財源保障である補助金をなくし、使途を定めない「一括交付金」で対処するとしている。つまり、「いつでも・どこでも・誰にでも保障されるべき行政サービスの質や量を確保する国の責任は免罪され、財政難の市町村をさらに苦しめることになります。市町村がサービスを維持できなければ、国民は自助努力でそれを補うことになってしまいます。それでは、ナショナルミニマムを確保することができなくなります。この結果、医療・介護・保育・教育・職業紹介などの分野が自助努力がもとめられることは、「格差と貧困」を益々拡大させていくことが懸念されます。
- ※「特区」とは・・正式な名称は「構造改革特区」といって、福祉・教育・環境・医療・労働・農業・など、様々な領域における国民生活守るために、これまで全国に等しく適用されてきた重要な社会的規制を、特定の自治体・区域(特区)に限って撤廃し、大企業をはじめとする営利法人が高収益をあげるのに適した仕組・市場をつくるための「改革」を推進することを狙った法律で、02年12月に制定・施行されました。

Q15. こうした狙いには、国の財政事情があるようですネ

国から地方に対する支出は、使い道を特定しない「地方交付税」と、使い道が特定されている「補助金・負担金」などがあります。民主党の主張は、国からの「ひも付き補助金」をやめて、「一括交付金」にすれば地方が自主的に使えて「ムダがはぶける」というもの。そこには、天文学的に膨れあがった国の借金(累積赤字国債額862兆円)を減らすため、地方への支出を減らす狙いがあります(今年度予算は、税収が約37兆円で、国債発行高は過去最高の44兆円)。地方への国の補助金・負担金は、2010年度予算で21兆円。その8割が社会保障・文教関係費です。これを使途の定めのない「交付金化」することによって、福祉・教育を切り捨てていくことができるということです。

→04年に地方交付税の大幅削減と同時に、公立保育所の国庫負担金を廃止し、「一般財源化」

をしたことによって、保育所整備費が確保できなくなり、6割を超す自治体が保育予算を減らし、保育所の廃止・民営化・建設の抑制がすすめられ、この10年間で全国の公立保育所2011ヶ所が減らされました。

→かつて、消費税率を3%から5%に引き上げた際に、政府は「減税や福祉の財源不足」を 最大限に利用して、消費税増税を推進した歴史を、今一度思い返すことが大切です。

Q16. 民主党政権は、本気で「保育・新システム」の法案化を図るつまりですか?

内閣府は、11月16日、「保育新システム」についての国民的な批判が高まるなかで、幼稚園も保育所も存続できる妥協案を出しました。「施設は子ども園でも幼稚園の看板をつけて幼児教育だけを行ったり、こども園にならずに幼稚園のまま存続したりできる案だ。幼保一元化の構想は遠のくが、できる所だけでも、こども園に移そうという苦肉の策といえる」(10.11.19 朝日)など、混乱した状況となっています。

- ①幼稚園制度と保育所制度を廃止し、「こども園」制度に一元化する。
- ②幼稚園制度と保育所制度は残して、新たに「こども園」制度をつくる。
- ③幼稚園制度は残して、保育所だけを「こども園」にするなどなど。しかし「新システム」の基本である「自治体は介在せず、直接契約」「個人給付・現金給付」「応能負担→応益負担」など、自治体の責任で保育を提供する仕組みは変えないということです。これでは、「認定こども園」の問題点が分析されず教訓化されていません。

政府は、1月末までに「法案大綱」を決定する予定でしたが、未だにまとめられない状況が続いています。しかし、3月中には関連3法案(①子ども・子育て支援法 ②子ども園法 ③一括法)を国会に提案することを前提に閣議決定するおれがあります。しかし、1月27日の共同通信では、「政府が当初3月としていた閣議決定・法案提出を6月に先送りする方針を固めた」と報じています。その理由として、関係者の意見調整に手間取り遅れていることと、6月に社会保障と税の一体改革の政府案を見極める必要にも配慮したことを挙げています。いずれにしても、当初1月中の法案大綱の決定が、世論の批判に晒されて大幅にずれ込む状況に至っている様子です。

Q17. 「保育・新システム」に反対したいが、どのような運動がありますか?

「子ども・子育て新システム」は、市町村の保育実施義務をなくし、保育を市場任せにして公的保育制度を解体していこうとするものです。こうしたなかで、幼稚園団体や日本保育協会などから危惧かする声もあがっています。

1月17日に埼玉会館において、埼玉県保育協議会・日本保育協会埼玉県支部・埼玉県私 立保育園連盟・さいたま市私立保育園協会の保育4団体共済で「子ども・子育て新システム に危惧を抱き、児童福祉を守る埼玉県実行委員会合同の集い」が開催され450名が参加し 「保育新システムは、市町村の保育実施責任を負っている現行法の制度崩壊につながるので 反対する」など、拙速な改革は現場に混乱を持ち込むものであり、共同して反対運動をすす めていくことを確認しあいました。

日本保育協会の中で政治活動を推進し、自民党の友好団体である「日本保育推進連連盟」 では、「子ども・子育て新システムに反対する決議」を採択しました。その趣旨は「市町村の 公的保育を有した児童福祉法24条の廃止を進めるものであり、導入の追求と保育の産業化 へ進む道を到底受け入れられない」としています。さらに、「幼児教育について、義務教育及 びその後の教育の基礎を培う教育として、引き続き学校教育体系に位置付け、幼児教育と義 務教育及びその後の教育との整合性・一貫性、教育としての体系性を確保しつつ、全国どこ でも、新たな指針に基づき、統一的な水準が保たれる室の高い幼児教育・保育を確実に提供 できるようにする | (全国公立幼稚園長会) などの指摘を待つまでもなく、国と自治体の責任 による認可保育所増設、学童保育の拡充、無認可保育所への助成など、子育てへの支援の抜 本的強化をもとめる共同を大きく広げていくことが重要な情勢といえます。なによりも「新 システム」の問題では、保育所や幼稚園を利用している国民・保護者などが蚊帳の外に置か れていることです。そもそも内閣府が行った「充実を求める保育政策」のアンケートによれ ば、「保育所の定員増」が65%ですが、「幼保一元化」は16%と、優先順位でいえば、1 0番目と、国民的な緊急課題とはなっていません。加えて、長い歴史のなかで、保育所と幼 稚園は理念から職員配置、活動や「園庭・調理室」の設置義務問題等々、両者に関する法律 は36本にも及び、政令や通達ではそれどころではない大変な整理が必要になってきます。

Q18. 私達にできる取り組みについて聞かせて下さい!

現在、「こども園」構想に反対し、保育施策の充実をもとめる署名は186万人分(12月20日現在)が国会に提出されました。署名の取り組みは昨年の9月からはじめられたものですが、かつてない勢いで署名が取り組まれています。こうしたなかで、政府部内でのとりまとめが遅れ、現在の状況では3月議会に法案を提出できるのか疑問です。当面、以下の取り組みを基本に、各単組で創意的な取り組みをすすめていくことが重要です。

- ①「第二次署名=国会請願署名」(3月以降)を積極的に取り組む。
- ②全国的な取り組みとして、3月9日に国会要請行動。2月26日には各地域で一斉宣伝行動が予定されている。
- ③各学童クラブで「保育・新システム」に係る学習会を実施し、理解を深める。
- ④関係諸団体や地区労・地域労連とも連携し、自治体首長要請や議会での「意見書」(別紙:モデル)採択をめざす。
- ⑤保育所や学童保育の増設要求を掲げた対自治体要求運動を、精力的にすすめていく。